

大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大磯町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

大磯町長 池田 東一郎